

[資料] 2023. 2. 20 於横浜市立大学

称名寺保存と市大学生運動

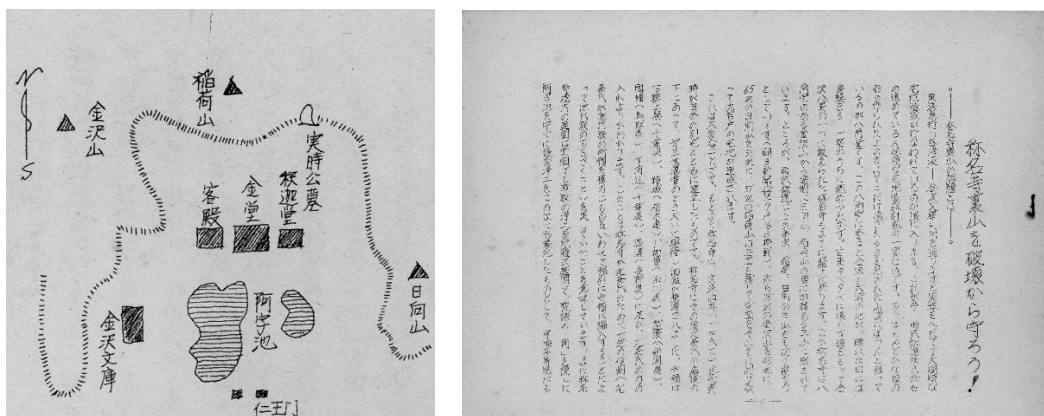
元史跡称名寺・金沢文庫を守る会事務局長 天下井恵

1 [写真] 56年前の称名寺と周辺

称名寺へ続く道→惣門→惣門から仁王門のあいだ→仁王門→阿字池
→鐘楼・金堂→称名寺内界→北条顕時・貞顕墓所→小柴→金沢文庫海
岸・野島→金沢文庫駅周辺→金沢文庫駅西側→大学近傍→建設進む
八景団地→金沢文庫駅東側

2 史跡称名寺の危機と保存運動の成果

「称名寺の裏山を破壊から守ろう」…称名寺を守る会発足当時のビラ



1968. 12. 1 制作、ガリ版刷、B5 両面 2 枚ホチキス止め（上は 1 枚目と掲載図）

称名寺裏山を破壊から守ろう！

——称名寺裏山の問題とは——

京浜急行「谷津坂—金沢文庫」間を通りますと国道をへだてて大規模な宅地造成が行なわれているのが眼に入ります。これが今、西武鉄道株式会社の進めている大規模な宅地造成計画の一翼なのです。もうほとんどひな壇の形の作られた上の方にそこだけ壊されるのを免れた山頂にポツンと残っているのが八角堂です。この八角堂に登ると金沢・六浦の地が、晴

れた日には房総をも、一望のうちに眺められます。古来タベタベに鳴らす鐘をもって金沢八景の一つに数えられた称名寺もまさに眼下にあります。この称名寺は八角堂のある金沢山から海側に稲荷山、日向山の順に由緒ある三山に囲まれています。ところが、西武鉄道はこの金沢、稲荷、日向の三山を切り崩そうとしています（朝日新聞 42 年 9 月 16 日掲載）。即ち 75m の金沢山を 40m に、65m の日向山を 35m に、51m の稲荷山は正面を残して背面をそれぞれ削り取って九百戸の宅地が造成されます。

これは大変なことです。もとより称名寺は、文永四年（一二六七）北条実時が自分の別邸とともに建立したものです。称名寺はその後北条氏の庇護の下にあって、第三世湛睿のとき大いに興隆し伽藍が整備されました。寺領は下総上総（千葉県）、結城（栃木県）、加賀（石川県）、越後（新潟県）、因幡（鳥取県）、下河辺（千葉県）、信濃（長野県）に及び、北条氏の力の入れようがわかりますこのことは称名寺が北条氏のために一定の役割（北条氏が他氏族の所領を権力にものをいわせて強引に寺領に編入することによって他氏族の力をさくこと）を果していたことを意味しています。また称名寺境内の庭園は全国でも有数の浄土曼荼羅式庭園で、梵語の「阿」を模した阿字池を中心に極楽浄土をこの世に形象化したものとして、宇治平等院にも匹敵する歴史的文化遺産です。金沢文庫長沓掛伊佐吉氏は「自然と調和した鎌倉時代の庭園は、ここのほかには平泉中尊寺位しかない。」と語っています。

さらに、称名寺から山一つ隔てた実時晩年に建てられた金沢文庫があります。

実時（一二二四～七六）は、北条義時の弟実泰の子で北条一門として経時、時頼、時宗と三代の執権に仕えて権勢をふるったが、幼児から学問を好み、十八歳のときから清原教隆について学び、清原家の秘説を受けるほどになり、そしてたえず和漢の書籍・文書の収集・書写・複合につとめました。実時の子金沢顕時も孫貞顕とともに文書の書写・収集などに努力したため和漢の貴重な書籍を多く所蔵しうようになりました。蔵書数は、その後散佚して正確にはわかりませんが今日残されているものだけでも三万冊以上になります。北条氏滅亡後金沢文庫は保護者を失ない、南北朝時代になると建物さえ失われましたが、昭和二年（一九二七）県の事業として現在位置（称名寺境内）に再建され、昭和三十年からは蔵書の保管整理にあたるとともに、一階は図書館、二階は博物館として一般に公開されるようになっていきます。

実時が来た六浦の地は鎌倉の背後八キロにあり軍事的に重要であつたばかりでなく、千葉との連絡、また鎌倉末期には周辺諸国の経済の発展にともなう、神奈川に結ぶ東京湾交通の要地になりました。

こうして、称名寺は昭和の初年（注、大正十一年の誤り）国の史跡に指定されました。しかしこの時裏山は指定外であつたため、今からおよそ 10 年前、寺から西武鉄道株式会社が買上げ、最初遊園地だった計画がゴルフ場に、そして宅地造成へと変わり、今冒頭に述べたように全く面影をとどめない全面破壊の危機に至っているのです。

——称名寺裏山をどうして守らなければならないのか——

(1) 称名寺は北条実時が開き、奈良京都の「公卿文化」に対して「武家文化」発祥の地と

も言われ、史跡にまで指定されている意味が半減してしまい、称名寺、金沢文庫を包む三山の景観は全く無くなってしまいます。また庭園の美しさは激減し、裏山が無くなることによってそのままでは池水が滞らないしは涸れてしまいます。

- (2) 文化財は私たちに遠く日本民族の心をよびかけ啓蒙し、子々孫々までできるだけ完全に伝えられてゆくものです。従って一私企業の営利的な、国民に縁遠い宅地造成の為に破壊されるべきものでなく、国家の手によって永久に保存されるべきものであります。
- (3) 称名寺は横浜市民の憩いの場としてももっと活用されるべきでしょう。文化史上に占める位置からしての教育と金沢八景の一つとしての風光明媚さから来る史跡称名寺は、一個の寺としてあるばかりではなく文化財として国民共有の財産であるべきです。

——世論の強い力で称名寺を守り抜こう——

昭和42年につくられた法律で古都保存法があります。これは奈良京都鎌倉ならびにそれと関連した飛地がその適用範囲ですが、称名寺はその飛地の論議に上がっていきながらも指定されませんでした。これはあきらかに、古都保存法を定める精神とは裏腹に文化財を軽視するあらわれです。事実古都保存法の定められた鎌倉奈良京都でさえ、国家事業の名のもとにどんどん遺跡が破壊されています。その中でも平城京跡は、世論の強い盛り上がりのもとにとうとう国の特別史跡として全域が国費で買い上げられ保存されることになりました。また毎日のように全国中の種々の文化財に対する保存・管理の悪さ、破壊が報道されています。と同時に全国至る所での保存運動の展開が報じられています。

今、一つ一つの文化財を守り、称名寺を守りぬいてゆくには、本当に国民の一人一人の強い支持がなければ成功しません。従ってこの称名寺を守る運動を一人でも多くの人に知らせ圧倒的な数でもって保存を成功させようではありませんか。

——署名の要望事項——

- ① 称名寺裏山を宅地造成することに反対します。
- ② 称名寺裏山を永久に保存するために全域を国が買収するよう要望します。
- ③ 裏山を含めて史跡称名寺を一種の市民公園にし、市民の教養と文化のために活用することを要望します。
- ④ あわせて文化財を守る抜本的対策をたてることを要望します。

称名寺を守る会

(参加団体) 横浜市立大学日本史研究室 横浜考古学サークル

武蔵地方史研究会 文化財保護対策協議会

一九六七年十二月一日

発行 称名寺を守る会

横浜市金沢区六浦町四六四六横浜市立大学日本史研究室気付 称名寺を守る会

[写真] 称名寺の危機と保存運動の成果

称名寺の危機とは三山が消える！→土取・削平の目印→日向山の削平水準→日向山の海側は絶壁→日向山を監視する→日向山に翻る勝利の旗杭→稲荷山は、実時墓所前に幹線道路→幹線道路予定地→役所の現地調査を見守る→金沢山も八角堂も消える→稲荷山・金沢山はほぼ無傷→谷津坂四期土工計画→住宅環境の激変→工事のやり方は、言葉を失う→裏山の土砂は根岸湾に→三山問題は埋立問題

<三山の削平> 寺を包み込む山稜は完全喪失

日向山：見かけ上 45m から 15m に下げる

稲荷山：背面は約 25m に下げて、幅 13m の幹線道路を通す

金沢山：見かけ上 65m から 35m に下げる

修正案では実時墓所は残すが、幹線道路をまたいで横断歩道で行き来する

1966/8/18 (s41) 西武鉄道 宅造・土取申請（谷津坂四期土工計画）

1966/12/1 史跡称名寺保勝会 知事・市長へ三山保存を陳情

1967/3/7 (s42) 西武鉄道 宅造第三案を提示<計画が本格的に動き出す>

1967/4/3 県・市 現地調査 4/10 市社会教育課 国へ保護を陳情

国：国として買収する意思はない

県：県は買収しない、県指定や、史跡保存の仮指定は行わない

市：買収はできない、申請は適法で工事不認可の措置はできない

西武：欲しければ買えばよい



↑ 土止め用の木柵、松林内は実時墓所



↑ 日向山山腹には二重に木柵設置

3 市大生たちあがる——称名寺を守る会のたたかい

今からまにあうのか、何ができるのか→学生運動スタイルで突破をはかる

[写真] 守る会、地域に入る

敵は本能寺にあり→市大生立ち上がり→日本史研究室、最初

の一步→大学から地域へ→史跡称名寺・金沢文庫を守る会結成→地

元で飛鳥田市長と面談→金沢区婦人団体連絡会と金沢町婦人会

1967 年

10 月 31 日 日本史研究室 市大大学祭でビラまき

11 月 16 日 市大にて称名寺を守る会を結成、市長・県教委あて学内署名数 523

12 月 6～15 日 金沢文庫駅頭で署名活動、署名数 1,373、参加者のべ 63 名

12 月 11 日 守る会 市議会に請願書提出、紹介議員自民から共産まで 6 会派

1968 年

1 月 25 日 守る会 声明発表「史跡の風致保存、宅地造成反対、史跡地拡張（仮指定）」

1 月 31 日 守る会 西武に公開質問状を提出

2 月 1～3 日 守る会 横浜駅西口で署名活動、署名数 523 参加者のべ 32 名

2 月 2 日 神奈川新聞 社説掲載「称名寺の史跡を守れ」

2 月 4 日 守る会・金沢町会・金沢区婦人団体連絡会、称名寺節分会にて署名活動、署名数 1,004 参加者学生少数、婦人会 30 名

2 月 7 日 市建築局宅地指導課、守る会県・博物館協会に宅造説明会 守る会市長に面会

2 月 14 日 守る会 八景記念館で市長面談、市長保存に努力、学生 17 名、婦人会 30 名

2 月 20～22 日 衆議員請願（5 月 24 日採択）

2 月 21 日 県議会に請願（3 月 27 日採択）

3 月 3 日 初めから 3 月 3 日までの署名数 7,057 婦人会・町内会署名活動を続ける

3 月 5 日 守る会の宇野市議 市議会予算特別委員会で質問

3 月 7 日 守る会 市建築局長・副議長、県議会各党・県教育長を訪問 婦人会 20 人

3 月 14 日 市現場状況視察（議長・副議長・建築局長・埋立事業局長）

3 月 26 日 峯尾県議（金沢区選出）と県議会文教委員 11 名意見書案を提出

3 月 29 日 市議会への請願を陳情に切り替え継続審査（5 月 17 日不採択）

3 月 30 日 守る会 講演会開催 100 名以上参加、婦人出席多数

※風向きはよくなる　市建築局長・市議会西武宅造第3案を容認

1968年

4月8日 婦人団体連絡会 25団体会長を招集して署名活動を依頼

4月11日 市議会陳情行動 動員15名、議長と面会

4月12日 市議会第5委員会に代表5名出席、動員40名

※第5委員会本会陳情を不採択

※西武の調停案（日向山を10m前後を削る）を承認

4月13日 各新聞・NHK 称名寺問題解決と報道

※後は市長が判を押すだけになった 絶体絶命！

〔写真〕 守る会・婦人会、全力を市・市議会に向ける

1968年2・3月 活動全面展開→1968年4月 市議会西武宅造を認

める→区民・市民の応援・激励 全国の大学からの返信

4 急に風向きが変わり、ついに保存が実現。しかし三山の破壊は見
逃されていた

〔写真〕 三山保存、「史跡称名寺境内」の実現

起死回生！市長三山保護を表明→西武暴挙、日向山を崩す→6月～8

月史跡確定を勝ち取る→鎌倉文化の余香がかおっているようである

起死回生！飛鳥田市長 三山保護を表明

4月24日 衆議員文教委員会で長谷川正三議員質問、答弁は削平容認

4月30日 横浜市立大学文理学部教員39名 国・知事・市長へ提出

4月30日 諸大学歴史研究者86名 市長・市議会・知事に提出

歴史学研究会 文部大臣・知事・市長・文化財保護委員会へ

5月1日 知事・市長トップ会談 飛鳥田市長、史跡拡張をうちだす

5月2日 市教育長・文教委員・建築局長 文化庁訪問

5月4日 長谷川正三衆院議員現地視察 市長・市議会議長案内 婦人会5名

5月6日 文化庁 県に仮指定を要請（県、実施せず）

5月8日 市建築局 西武の工事を認可、稜線内側は保留にする

長谷川議員 文化財保護に関する小委員会で質問

5月17日 市議会 意見書採択、宅造許可慎重対処

5月23日 市建築局 西武に稜線を削る工事の中止を求める

5月25日 歴史学研究会 称名寺宅造反対決議、声明発表

市教委 称名寺文化講演会開催（守る会の共催拒否） 婦人会25名

5月27日 守る会 県副知事に請願 婦人会5名



どこもかしこもキャタピラの跡



日向山山頂に破壊のつめあと

5月末 西武の境界杭が5～10m 寺側に侵入、市は西武と6月7日に立会確認を決める

6月3日 衆議員 守る会の請願採択、内閣に送付

突然6月7日を前にして 西武が日向山を大破壊した

6月4～6日 西武の暴挙 ブルドーザーを使い日向山山頂を10m以上削平する

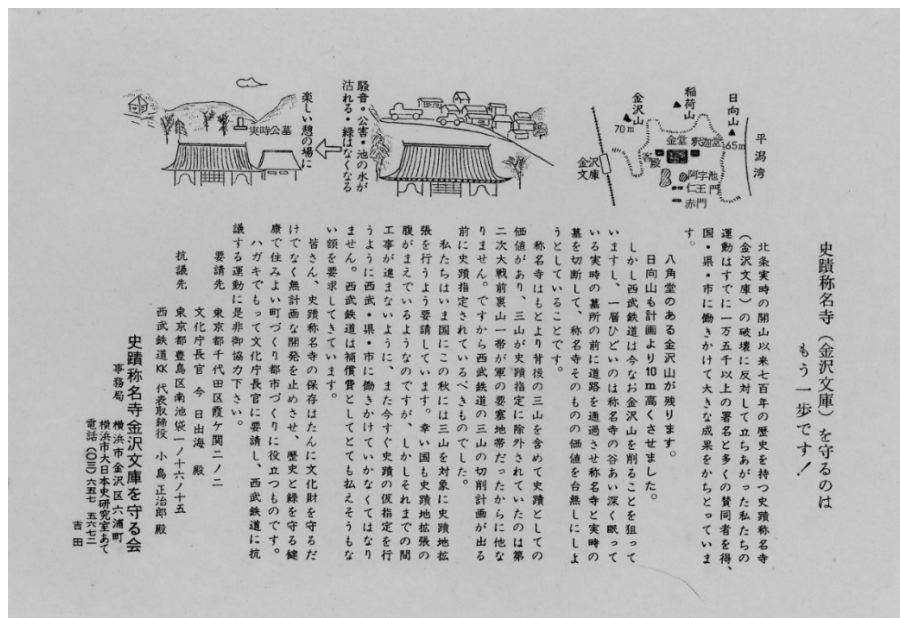
6月7日 市建築局 現地で西武に稜線工事を中止させ、杭の移動を申し入れる

6月8日 市 西武に工事中止勧告

6月15日 文部省文化財保護委員会・県教委・市教委 現地視察、国危機感を表明、現状の確保、実時墓前の幹線道路通過を認めず、市は宅造認可だけでは現状を守れない

6月18日 県教育長・市教育長会談 三山を史跡として守ることを確認

日向山はまだ20m残っている 西武は以後手出しできない



始めて作った活版印刷のビラ1万枚、駅頭などで配布した

- 6月22日～27日 市と西武の話し合い続く、まとまらず
- 6月27日 守る会 県庁訪問
- 6月29日 文化財を守る全国集会参加
- 7月～8月 国・県・市・西武 会談10回、文化庁西武に譲歩を求める
- 8月 守る会 文化庁へ要請ハガキ運動
- 8月24日・25日 守る会ビラまき（24日金沢文庫駅、25日称名寺）
- 8月28日 文化庁・市・西武 合意に達し、史跡範囲確認の杭打ち

※三山の現状維持と三山の史跡範囲が確定

- 8月30日 金沢文庫駅でビラまき
- 9月4日 守る会 文化庁にて、文化財専門審議会で決定するとの説明を受ける
市教委訪問 市は来年度予算で環境整備を行う方針
- 9月10日 横浜駅西口でビラまき
- 9月17日 法大史跡愛好会 称名寺三山破壊現場写真展開催

その後の市大守る会 他の保存団体と連帯し 宮ノ原遺跡保存に取り組む

- 9月22日 守る会学生と婦人会で会の存続を合意
- 9月29日 横浜の文化財を守る連絡協議会を結成、市大守る会参加
- 10月1日 市と西武で覚書を交換

10月27日 守る会第7回実行委員会（最終となる）

11月1日 文化庁文化財専門審議会で史跡拡張決定

11月1日～3日 市大大学祭で展示参加

11月12日～14日 横浜駅西口署名活動（称名寺の史跡公園化・宮ノ原遺跡群破壊反対）

11月25日 宮ノ原遺跡群破壊問題で市と交渉 12月3日 県議会陳情

1969年2月23日 市大守る会 来年度の活動を確認、新事務局長選出

1969年4月19日 称名寺住職・保勝会主催の感謝会 国県市、婦人会、議員、学生参加

1969年5月26日 全共闘による大学封鎖、学内活動消滅

1969年7月5日 守る会 最後のあいさつ文を発行、これまでの署名数1万7千

1972年1月31日 文化庁 史跡追加指定「史跡称名寺境内」に変更

68年11月1日 宮ノ原遺跡は発掘途中にブルドーザーで完全に破壊された

1979年2月5日 横浜市による称名寺庭園苑池保存整備事業始まる

1979年7月11日 「称名寺市民の森」開園、三山を整備

1987年 上行寺東遺跡復元整備

1987年11月3日 保存整備事業終了、称名寺庭園開園記念講演会

1988年3月 八景島シーパラダイス事業活動始まる

1988年4月 金沢動物園、開園（1992年金沢自然公園全面完成）

1988年 海の公園（海水浴・マリンスポーツ・レジャー）開園

1989年7月5日 金沢シーサイドライン開業

1993年5月8日 八景島シーパラダイス営業開始

2022年4月1日 金沢八景権現山公園、市大裏山残る

【付録1】横浜市大新聞 第184号 1968(s43)/6/25

史跡・称名寺 裏山綾線削らる 独占に奉仕する市に問題

金沢文庫で有名な史跡「称名寺」（横浜市金沢区）では、周辺で大規模な宅造工事を行っている西武鉄道、同建設が六月はじめ、裏山三山の一つ、日向山の綾線を削った事によって土砂が寺側にくずれたりして、その景観が損なわれてしまった。

これに対し、住民や教育委員会から非難の声がでて、横浜市は七日、両社に①綾線での工事の即時中止、②境界線を示し、クイを綾線の肩に移す。③景観の保持、を勧告した。一部新聞では、許可の範囲を越えて工事をしたように伝えているが、同社では「一方的約束違反ではない」という態度で、この勧告を検討、直ちに工事を中止し、十五日には崩れた日向山の斜面に植樹、今後の指導を待つ事にした。

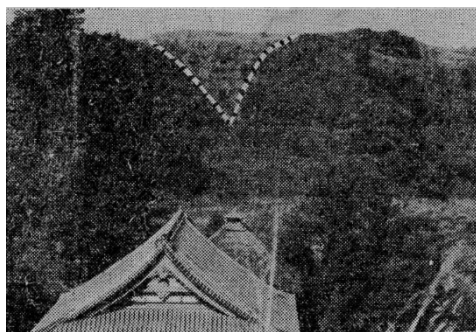
市建築局宅地指導課長は「確かに図面を現地にプロットすると稜線より下になるが、法律的にはこのまま工事をストップさせておくことはできない」と語っている。五月はじめ称名寺の景観保持の為に、国の文化財保護委員会でも史跡指定を更に拡大する方針を決めており、九月の同委員会が注目されている。

【解 説】

この称名寺保存問題を通して横浜市の自主性のない、独占資本への迎合政治がクローズアップされてきた。今日の事態は宅造を許可した時点で当然予想されたことでありながら、工事を許可しに市建築局、県による日向山一帯の史跡仮指定への消極さを反省せず、今になってあわてている市教育委員会は、指定されぬうちに工事をやっつけてしまおうとさえ見られる西武に引きずり回されたと言える。こうした大独占の下で、国土の破壊、文化財の破壊が奈良をはじめ全国でおこっている。先日発表された自民党の「都市政策大綱」の中でも「都市作りの推進力は民間デベロッパー（開発業者）と、大資本の土地投機を公認し「公共優先、私権制限」の名によった、独占資本の利益優先政策が如実にあらわれている。横浜市の地域開発も、根岸湾埋立地問題（同埋立地の一地区三十三万平方メートルを中小企業に分譲し、公害のない団地をつくる計画が公表されていたにもかかわらず、実際は公募せず、縁故で決めようとしていた事が、六月はじめ明らかにされた件）港北ニュータウン、道路拡張整備、バイパス建築等に見られるように、依然として大企業優先政策である。

これに対して、日本史研究室等「称名寺を守る会」では、署名、国・県・市への陳情、請願など反対運動をおし進め、闘争も区民との共闘や歴研総会での取り上げと広まっていったか、それは一定文化財に興味あるもの、あるいは、地域問題として把える層にとどまざるを得なかった。マス・ソサイアティとしての現代生活の中で、史跡の占める位置は、一面ではますます低下しているといえるが、従ってこの保存運動は明確な、反独占闘争として闘かわねばならない。「景観を守れ！」式の発想法に終始している限りそれはまさに独占資本と結合した今日の政治状況の中に埋没せざるを得ない。大資本の自然と国土の破壊の中で、称名寺風致保存の持つ意味を鋭く問い返すべきである。

今後、国の文化財保護委員会の本指定されるまで、運動主体を確立し、更に闘いを強固にしなければならない。「守る会」事務局長の天下井君は「当面、県に仮指定を要求する事、西武は今後景観を破壊しないという二つの柱に、諸団体と協力し、組織を確立して政治闘争として質的に高い闘いをすすめ、近いうちに一大示威行動をおこしたい」と語っている。



称名寺（金沢文庫）保存運動に寄せて

称名寺住職 小林憲住

私が大正四年十二月十六日、稲垣管長に連れられ逗子駅から人力車に乗って称名寺へ赴任してから五十三年になる。どうしてこの未知の寺へ来たかと云うと、高野山の学林で歴史の時間に、武蔵の称名寺に北条実時が金沢文庫を造ったということが出てゐた。そういう寺へ行って子供たちに読書を勧め、教養を身につけてやろうと考えたからだ。来てみておどろいた。寒村で寺はただ広く、ひどく荒廃していた。伊藤公の援助によって造られた金沢文庫は大宝院境内に石倉と拝観所を兼ねた庫裏があった。私は光明院に住まい、その本堂に文庫の物や称名寺の宝物が前から陳列され、拝観者に見せていた。仁王門は立派な建物でそれをくぐると大きな池があり、奥に金堂が、右のほうに釈迦堂及び鐘楼堂があり、金堂の内部は板敷で、周囲のとびらはいたんで何日も閉切りである。金沢山、稲荷山、日向山の三山は茅山で土地の住民の屋根材料の資源になっていた。山は高いのも低いのも樹林があつてこそ価値がある。裏山が丸坊主では殺風景であつた。そこで私は考えた。寺を発展さすには、ひとつには立派な金沢文庫を造ること。ひとつは三万坪の境内山林を含め、公園か遊園地を造ること。この二つを実現するため御本尊の加護を祈った。

大正七、八年頃、内務省考証官荻野仲三郎氏が、金沢文庫と称名寺との関係調査に、四、五年古本、古文書の調査に来られたが、結論としてその関係が判明しなかつたので、元亨三年の古図にある結界区域を史跡として大正十一年指定された。

昭和四年御大典記念事業として県と大橋新太郎氏の協力によって、現金沢文庫が奇跡的に実現した。これで私の念願がひとつ実現した。これより先、私は将来の発展のため、金沢山に吉野桜を五百本、稲荷山に松苗一万二千本、日向山にも松・桜を植樹し、境内にも勿論梅や桜を植え、どんなにか美観を添えたか当時を知る人でないと面目一新が分からぬところだ。

昭和十年北条実時公の六百六十記念大法要に金沢山頂に八角観音堂を初め、他の山に百観音の石像を大橋氏が建立してくれた。戦前には参拝人がぞくぞく来た。敗戦の結果農地法が実施され、寺の山畑や平地の他も危うく小作人の所有になってしまう危うきに追い込まれた。私は寝食を忘れて保存に全力をつくした。幸いにも保存されることになったが、毎年税金は上がるが収入は上がらず、保存された土地の価値はゼロにひとしい状況となった。たまたま、西武の堤氏が大遊園地を設置したいから裏山三山の譲渡を申し入れてきた。檀家集会を開催し可否を討論し、ついに七百年来守り続けて来た北条氏の遺跡を失うことになり、住職はどんなにか、淋しい思いを強いられたかわからなかつた。しかのみならず遊園地・ゴルフ場も一方的に放棄し、桜も松もぶち切った宅地に変更するとは誠に許しがたい一大痛恨事である。幸い諸先生方初め、ことに市大の学生諸氏、その他区婦人会の熱烈な署名陳情の偉大な協力によって起死回生の日、近からんことをひとえに本尊の加護を乞い二大目標の完成を祈り続ける次第である。

【付録3】 神奈川新聞連載記事「称名寺」1968(s43)/4/25 上 4/26 中、4/27 下

称名寺

史跡・称名寺（横浜市金沢区）の裏山三山（金沢山、稲荷山、日向山）を民間開発の“津波”から守ろうとする運動は、自然の景観保護と営利を迫る民間資本の開発意欲をどこで調和させるかの典型的な事例であろう。現在の法制下ぎりぎりのところで、横浜市の第五委員会は「宅造許可やむなし」の結論を出さざるを得なかった。その後、横浜市と県との協調努力で必要部分の買いあげも考えられはじめ、事態は好転しそうなきざし。称名寺の例はなんらの法的保護のない景勝地を今後どう守り抜くかによい教訓を与えたものといえよう。

“遊園地”で買収 現ナマが威力発揮 ——資本の誘惑——

事業の鬼にみられる

称名寺裏山の宅造を許可するか、どうかについては、ここ数カ月、横浜市、同市議会、地元の保存団体、宅造を申請していた西武鉄道の間で議論が戦わされてきたが、その種はずでに昭和二十九年にまかれていた。そのころ、着流しのままこのあたりを散策した“事業の鬼”、前西武鉄道社長の故堤康次郎氏が称名寺を暖かく抱きかかえているような三山の景色にほれ込んで、称名寺住職の小林重憲（注：憲住の誤り）氏に猛烈な資本攻勢をかけたのがそもそものはじまりだ。

そのころ、日本の神社仏閣はいずれもインフレのもとで台所のきり回しに四苦八苦だった。そこへ「遊園地にしたいから、どうしても三山を売ってほしい」という西武の話。寺側の心が動いたのも無理はない。

財政難に追い詰められ

小林氏は当時を回顧して「鉄道がないから遊園地にしても人が集まるまい、といったら、堤さんは“これからはバスの時代だ”といい、熱っぽいまでに東京の豊島園のような立派な遊園地をつくることを強調された。私はその社会奉仕の熱意に感服させられて、三山を手放す決心をした」という。

ところが、四十年になって、遊園地計画はもろくも消え去り、ゴルフ場が実現し、四十一年になると、こんどは三山の横浜寄りの緑の斜面をブルドーザーが見る間に灰色一色にかえてしまった。

真言宗の中では寺格が高いといわれる称名寺も、収入はわずかなものでしかない。檀家はせいぜい二百二十軒、歴史的には由緒のある寺ではあっても参拝人は少ない。県管理の金沢文庫の収入もわずかに寺に回ってくるに過ぎない。境内は免税であっても、実質的には史跡である称名寺の“舞台装置”ともいえる裏山三山は、寺が持っているだけで課税の対象となり、寺の財政上からは“お荷物”となっていた。

この時朗に多かれ少なかれ神社仏閣が“切り売り財政”に追い込まれていた事情はわかるが、七百年の歴史を誇るこの寺として、それが許されたかどうか。

小林住職は当時の財政の苦しかったことをこう訴える。「今でさえ一年に寺の収入はすべてを含めて百四十万円。そのうち、私たち夫婦と子ども計五人の生活に約半分が消しとんでしまう。残り七十万円で寺の維持管理にやりくりしています。三山を売らねばならない窮地に追い込められた二十七、八年ごろは今よりも収入も段ちがいに少なく、文字どおりのピンチだった」

それにしても美しい三山合わせて七万一千平方メートルをわずか一千五百万円で手放してしまった。貨幣価値の変動があったにしろ「驚くべきバーゲンセール」といわれてもやむを得まい。小林氏はこのうちの六百万円で本堂わきに庫裏をつくったが、寺が失った三山と思い合わせると、あまりにも犠牲は大きすぎる。

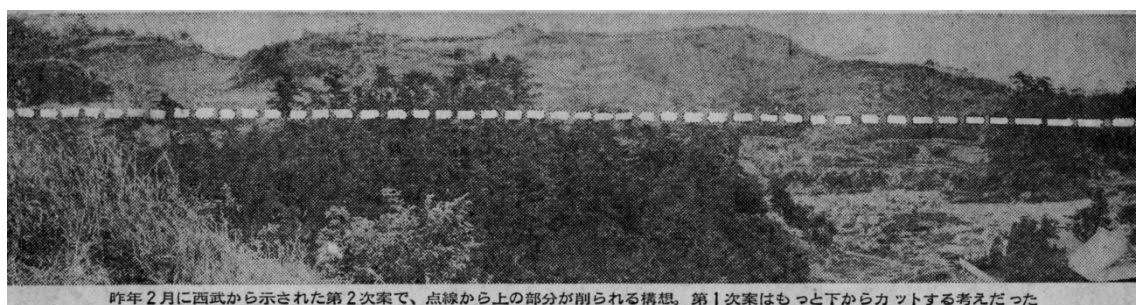
消えた遊園地の甘い夢

小林住職は大正四年に奈良・高野山から称名寺へ赴任した。その当時から「この歴史的価値の高い寺になんとか人を集めることを考えつづけてきた」という。その理想像には浅草観音や日光輪王寺のように参拝人と観光客がひきも切らず寺の財政は安定——という姿を描いていたにちがいない。きびしい財政苦のすき間に西武の遊園地建設案がバラ色の甘いささやきでしのびよってきたといえなくもない。称名寺で半生をすごし、ことし七十八歳となる小林氏は「ホトケにつかえる私には世間のカケヒキのことは知らなかった。一流会社なので信用したのが悪かった」と後悔する。利潤追求にはあくことを知らぬ開発資本は、現ナマの現世的な魅力と、ちょっとしたスキをつかまえて激しい攻勢で土地を私有する。小林氏のように「西武のやり方はサギだ。私はここに眠る北条家の霊に申しわけないと思う」といいつづけても、それはしよせん、あとの祭りである。

※掲載写真省略（阿字池と金堂・鐘楼、後方に日向山を望む）

写真キャプション：静かな称名寺のたたずまいだが、裏の日向山には宅造のあらしが押し寄せている

りょう線死守へ 成るか必要地の買収 ——日向山の攻防——



写真キャプション：昨年2月に西武から示された第2次案で、点線から上の部分が削られる構想、第1次案はもっと下からカットする考えだった

後手の甘さに批判

称名寺の裏山三山が宅地造成で無残に破壊される運命にあるのを、小林住職や壇家衆が

知ったのは四十一年、西武から横浜市に対して正式に宅造許可の申請が出されてからだった。全く後手に回っていたわけで、檀家も含めて寺側の甘さが批判されるのもやむを得ない。

小林住職は「遊園地案からゴルフ場になると聞いた時、ここを訪れる人が多くは期待できないと思ったが、まさかブルドーザーで山を平地にしてしまうなど予想もできなかった」という。市に出された西武の計画では、じつに三山の半分近くを完全に削りとってしまう恐るべき計画だった。

削られる山はだ

横浜市では建築局が中心になって西武との交渉を進めているが、仮に最初の計画どおりに山を切り取れば「山門から称名寺を見ると、本堂のちょうど上あたりに新しく造成された宅地がこつ然と出現する。そこに赤やブルーの現代ふうの小住宅が立ち並ぶことになるだろう」（長野横浜市建築局長）という。西武としては、「宅造やむなし」との市会第五委員会の結論は勝ちとったものの、肝心の宅造許可が建築局から出ないため、もっぱら三山の横浜寄りの山ハダを削り取っている段階だ。その横浜寄りの山ハダを見れば「三山の寺側のりょう線だけは絶対守らねばならない」（保勝会）という思いがひととき強まる。

譲歩しはじめた西武

西武では「宅造許可がおりしただちに工事に移る。もうこれ以上、時間はかけられない」（大川不動産部次長・横浜営業所長）というが、ここ数日間、市との交渉でかなりの譲歩を見せているようだ。西武の宅造計画では幅十一^{メートル}（注：十三^{メートル}の誤り）の幹線道路がりょう線沿いにとりつけられる予定だった。ごく最近、西武が市に提出した計画の変更案では、この道路を数^{メートル}横浜寄りの斜面におろせることになっている。「西武としてはこれが最後で唯一無二の案だ。これ以上は譲歩できない」（大川氏）と語る。

これに対し、長野建築局長は「西武は史跡関係を担当する県教育委員会には、もっと横浜寄りの斜面までしか削らない別の計画図を出していた。それは結果的には自発的に取り下げさせたが、私には何か釈然としないものが残る」という。こういう宅造は一応別とし、すでに寺に面した日向山の斜面の樹木は惜しげもなく切り倒され、りょう線の一部も赤土がむき出しになっている。三山の中でも日向山は景観保護と資本の開発意欲の激突が象徴的に集約されているが、長野建築局長が西武をどこまで押し返せるかにすべてがかかっているといえよう。

史跡の地上権も確保

日向山をめぐる攻防と同時に、称名寺が西武に地上権を与えてしまった約三万平方^{メートル}についても、この際、再検討が望まれる。小林住職の説明だと「西武が遊園地建設を計画した時、本堂裏の史跡指定地の使用权をどうしてもほしいというので与えてしまった」という。

三山のバーゲンセールと同様、使用料は年額六十万円。西武は史跡指定地であることは当然、知っていたが、「史跡指定を解除してもらうのにさして苦労はない」と説明したという。西武が計画どおり三山をカットすれば、この史跡地も当然、開発のツメが伸びたろう。そうなった時の事を考えると、寺の財政の苦しさだけから三山を手放したことが、いかに重大な

結果をもたらそうとしているか想像にかたくない。

さる十二日の第五委員会の結論が出たあと、飛鳥田横浜市長は「もう西武の役員と会っても仕方ない。最後の努力として一つだけやってみる」と語った。その「一つだけ」とは、津田知事に会って買いあげに必要な財政的な協力を要請することだった。津田知事はさきの二月県会本会議で「市からの申し入れがあれば協力にはやぶさかではない」と答弁をして、市の非公式の打診にも同じ態度を示した。

津田知事は「称名寺の問題で、やれ管理者は横浜市だとか、文化財の受け持ちは県だとか、タイマわしをするようなことはやらない」ともいい切る。どの線で三山のりょう線を守るか「日向山攻防」の戦略は市建築局で慎重検討中。三山保護の核である「天王山」ならぬ日向山の保護は、津田知事、飛鳥田市長、堤西武社長らトップの頭脳にゆだねられている。

地主頼みの保護 減ぶ自然浮き彫り ——その教訓——

困難な史跡指定の限界

称名寺をだきかかえる三山のりょう線を守る攻防については、飛鳥田横浜市長と津田知事の協調努力と西武の協力的姿勢で、好ましい形での解決の方向へ動こうとしている。しかし、史跡である称名寺の舞台装置として、史跡と同じ役割りを果たしていると考えていい三山が、どうして守り切れなかったのか、の疑問に改めて直面する。

それは三山が何らの法的な保護の網がかけられていない無防備な状態に置かれていたからにはほかならない。飛鳥田市長はほぼ一年前から機会あるごとに津田知事に「三山を史跡に仮指定してほしい」と要請を続け、県教育委員会あて文書も出した。市長にいわせれば「県教委からはできない、という返事しかない。宅造の許可権というわずかな武器でここまでのばしてきた。これは私の行政的サボタージュといわれてもやむをえない」という。

これに対し「史跡の仮指定は文部省がいずれそれを史跡に指定する意向を持っている場合、時間的に緊急な手を打つ必要のある時にだけ行われるものだ。国には本指定の意思がないので県で仮指定しても意味のないものだ」（曽山県教育長）と反論する。

舞台装置としての価値

「仮指定」についての県と横浜市の解釈の相違は別としても、称名寺三山は、史跡の価値を高めている背景に過ぎない点に、開発資本のはいり込む余地があった。今でこそ地元保勝会や世論を背景に買い取りの基本方針を固めた市長も、当初は「法的に単なる自然の景観に過ぎない。史跡そのものでもなければ、風致地区でもない。それを市の金で買いとることは疑問がある。私個人のカネなら話は別だが……」という考えをはっきり表明していた。

それがわずか十日余りの間に、来月一日に知事に会う決意を固めたのも、変わり身の早い飛鳥田市政の特色といえはいえなくはない。しかし、市長の考えは「仮に買い取るにしても、それは史跡の舞台装置であるからだ。史跡や風致地区とは全く無関係で、その自然の美だけを理由に乱開発から守ろうとしても市の買い取りは無理だ。なんとならば、自然の景観は主観の判断によるからだ」ということのようなのだ。そうだとしたら、美しい天然の緑は

保護しきれぬのか、どうかの根本問題に突き当たる。

きめてのない法の規制

もとより政府でも国土の自然を保護するのに全く無関心でいるわけではない。たとえば、自然公園法、首都圏近郊緑地保全法、都市計画法施行令による風致地区の指定、都市の美観風致を保護するための樹木の保存に関する法律など自然保護の法的措置は数が多い。さらには、本県では主として鎌倉に適用される古都保存法があり、近く成立が予想される新都市計画法案も期待される一つだ。

このうち、緑地保全法は開発する際には届け出が義務づけられており、地方自治体がいち早く取得することもできる。この法律が四十一年六月に施行された時は、乱開発防止のキメ手と注目されたが、最近では、地主がこの適用を受けることを好まない風潮があり、今では万全の策とはいえない。古都保存法も主として鎌倉に限定され、特別保存地区はその中のわずかでしかない。

風致地区自体、資本の開発攻勢の前には風前のトモシビ同様だ。わずかに新都市計画法の成立に期待するだけで、根本的に自然の美しさを守り通せるだけの法的規制の裏付けはなにもないといってよい。

破壊と顔合わせの自然

すでに風致地区ではあるが、鎌倉・散在が池（鎌倉湖）、逗子・披露山、三浦半島・江奈湾なども開発攻勢の前にさらされている状態だ。「何の保護も受けていないが、その美しさから何とかその景観を残したいと思うところで、それがすでに破壊されたり、開発されようとしているところは数え切れない」（土屋土木部次長、斎藤計画課長）と、担当者を嘆かせるほどだ。

称名寺の景観保護は一日の知事・市長会談、それにつぐ西武トップを加えた話し合いで大詰めにはいる。今のところ三山のりょう線はほぼ確保できるとみられるが、根本は地主の自覚にあることをこの事例ははっきり示した。そうなったとしても、本堂側から見れば中世のたたずまいは残ろうが、その反対側には現代の一断面が横たわる。開発資本のある限り、天然の美は、もはやこうした「新旧共存」の形でしか保存できないようだ。

（おわり）



写真キャプション：称名寺の舞台装置、三山の背側は、もはや開発資本のなすがまま、灰色一色に化している

社説 称名寺の史跡を守れ

都市化の波につれて、県下の自然、史跡の破壊はひどい。本県のここ数年のおびただしい人口膨張によって宅地造成が急激に行なわれ、そのため自然の破壊はおろか、文化財も破壊の危機にひんしている。いま問題となっているのは、金沢区金沢文庫にある称名寺周辺の宅地造成で、この問題に対しては昨年横浜市長をはじめ各種文化団体で反対運動が行なわれていたが、先月三十一日「史跡称名寺・金沢文庫を守る会」では、宅造工事に当たっている西武鉄道に対して公開質問状を出した。

称名寺はいまから七百年前、北条実時が学問寺として建立したもので、鎌倉時代の名寺として建造物が国の史跡の指定を受けている。同寺の背後には金沢、稲荷、日向三山が控え、この三山と調和した寺のたたずまいが貴重なもので、自然とマッチした鎌倉時代の庭園としては、ほかに平泉の中尊寺ぐらいいかないといわれている。ところが、この三山は史跡に指定されておらず、十年前、寺の財政上の都合から西武に売却されている。今度「称名寺を守る会」が出した公開質問状は三項目に分かれ①西武鉄道は二十九年、称名寺から山地を買ったとき、遊園地にする約束を破った。また四十年、史跡地内の土地借用のさいゴルフ場にする協定書をかわしながら、計画変更した②横浜市建築局に「景観をこわす工事を行なわない」と約束しながら、稲荷山、日向山の一角を大規模にくずし、日向山の山頂を一ヵ所も削っている。③宅造工事で称名寺の景観は危機にひんしている。文化財破壊の道義的責任は大きく、国が史跡の指定地域を広げ、いまの宅造地を買い上げるときめたとき、積極的に買い上げに応ずるか——となっている。

同会はこの質問状のほか、昨年県、市へ要望書を出すなど活発な運動を続けている。市ではこれらの陳情によって西武側と協議し、寺から見て三山の内側は手をつけない、稲荷山の実時の墓周辺は公園とする一ことを決めたが「守る会」では「西武がこれを見做して寺の内側まで工事を始めた」と追及をやめていない。祖先の残した貴重な史跡や文化財が宅造などによって次第に破壊されている。これを破壊の手から守ることは、同時代人としてのわれわれの当然の責任であるといわなければならない。このごろの一般の風潮として、実益や実利の伴うものが優先して、文化や自然、風致などは二の次に考える傾向がある。いわば人間生活へ直接影響は少ないとの考えが文化財や風致を軽視し、宅地造成を強行する結果になったりする。確かに住宅不足は生活の大きな問題には違いないが、しかし、そのために所かまわず宅造が行なわれてよいものではなかろう。そこには当然宅造地域の常識的な限界が必要であるはずだ。つまり破壊してもさしさわりのない所、一般常識として現状を保存すべき所のけじめはだれもが持たなければならない。

称名寺の保存問題では、寺が一度山地を手放したり貸したりしたことが問題の解決をむずかしくしているが、しかし「称名寺を守る会」の質問状にあるように、もし売却に際して寺と業者との間に約束か協定があるなら、業者はこれらの約束や協定を守るべきであろう。そればかりか、業者には「風致保存」という常識にいま一度立ち返ることを要望したい。またこの運動を民間運動だけにしないで、市民の強い関心を要望するとともに、県、市が問題の善処に一層積極的であることを望みたい。